

教職員の不祥事

解説者



日本女子大学
教職教育開発センター
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東京大学大学院法学政治学研究所公法専攻博士課程単位取得退学。1996年、日本女子大学に赴任。専門は、憲法学、公教育制度論。2021年9月に『新訂第4版 図解・表解教育法規』（共著、教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第6回は、教職員の不祥事について取り上げる。

性犯罪・性暴力等は厳格に処分 体罰の大半は訓告等

2021年12月、文部科学省「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」が公表されました。それによると、懲戒処分や訓告等を受けた公立学校の教職員数は、4100人（*1）。処分者数が最も多い事由は「交通違反：交通事故」で2132人、次いで「体罰」が393人でした。処分のいずれの事由でも、20年度の処分者数は前年度から減少しましたが、それはコロナ禍で外出や児童生徒との接触が減ったことが大きいと推測されます。懲戒処分の種別では、「性犯罪・性暴力等」による免職者数が多く、厳罰をもって臨んでいることが分かります（図）。一方、生徒への暴

力行為である「体罰」による免職者数は1人で、処分の多くは訓告等にとどまっています。

「体罰は違法」という認識の周知徹底と、 性犯罪を誘発する要因の根絶を

不祥事の中でも、防止策がより重要となる生徒に対する事案について解説します。教師の体罰は、学校教育法で禁止されています。保護者による体罰も、20年4月施行の「児童虐待の防止等に関する法律」（*2）で禁止されました。また、保護者は子への懲戒権を有するとする民法も、現在、体罰の禁止を明文化する法改正が議論されています。私は、数々の体罰事案に対応してきた経験から、「生徒のためになるのであれば、場合に

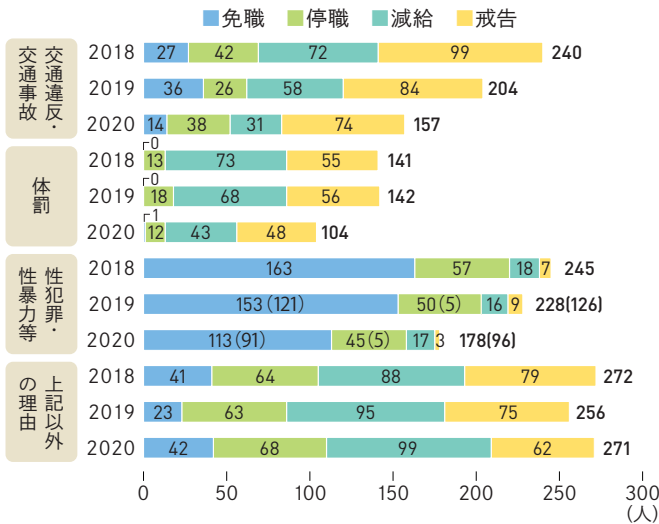
教職員の不祥事を未然に防ぐ

- ✓ いかなる理由でも、「体罰は違法」であると周知徹底。
- ✓ 私用アカウントでの生徒とのやり取り、自家用車での生徒の同乗など、問題を誘発する要因を絶つ。
- ✓ 管理職は、教職員一人ひとりを丁寧に見取り、メンタルヘルスに気を配る。
- ✓ 問題は、速やかに設置者に報告。当事者だけでなく、関係者にも調査し、事実を明らかにする。

*1 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校の合計。図中の数値も同様。

*2 同法では、18歳に満たない者を児童とし、保護者が行う暴力行為等を児童虐待と定義している。

図 公立学校教職員の懲戒処分の状況 (2018～20年度)



注1) 太字の数値は、懲戒処分の合計人数。注2) 性犯罪・性暴力等の()内の数値は、児童生徒等に対する件数で内数。2019年度調査から示された。なお、性犯罪・性暴力等は、2019年度調査まで「わいせつ行為」という用語が使用されていた。
 ※文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)」(2019年度、2020年度)を基に編集部で作成。

よっては体罰はやむを得ない」といった意識が、体罰を生む主因になっているのではないかと感じています。高校では部活動で体罰が起きることが多いですが、体罰は法律で禁止されており、暴行罪や傷害罪に匹敵します。自分が体罰をしないことはもちろん、全教師がそれを認識し、体罰を許さないという雰囲気をつくるのが、体罰防止には重要だと考えます。

教師による性犯罪・性暴力等も後を絶ちません。同事由による懲戒処分等の人数は、18

年度に過去最多となりました。免職の理由が性犯罪であることを隠して、他の都道府県で採用されていた事例もあります。

そうした背景から、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が、21年6月に公布されました。刑事罰の対象とならない行為も含め、同意や暴行、脅迫等の有無を問わず、教職員等の児童生徒への性暴力等は禁止としています。児童生徒等は、学校に在籍する幼児児童生徒と、18歳未満の者とし、18歳以上でも在学中は対象となります。

現在、同法の施行に向けて規定を検討中で、国が性犯罪・性暴力等で免職となった者の氏名と処分理由をデータベース化して40年間管理することや、教員免許の再交付を受けにくくなるように厳格なルールを設けることなどの再発防止策が講じられる見通しです。

高校で起こる性犯罪・性暴力には3つの特徴があり、その誘発要因をなくすことが予防策の1つになります。1つめは、SNSの利用です。教師が私用アカウントで生徒とやり取りし、学校外で会って性犯罪に及ぶ事例が増えています。文部科学省は21年4月、教職員と児童生徒とのSNSなどでの私的なやり取りを禁止する通知を出しました。

2つめは部活動です。ともに過ごす時間が長く、教師と生徒の距離が近くなりやすいた

教師一人ひとりを丁寧に見取り、異変を察知する感度を上げる

各校では、既に不祥事防止に関する教員研修を実施していると思います。一度きりではなく、定期的に研修を実施し、注意を促すことが大切です。また、部活動指導員など、教師以外に生徒と日常的に接する人物を対象にした不祥事防止の研修も検討すべきでしょう。

管理職は、「この先生は大丈夫」と思い込まず、教師一人ひとりを日頃から見取り、適宜面談を行うことが、異変の察知につながると思います。疑わしき事案が報告されたら、本人だけでなく、生徒や同僚教師にも話を聞いて、事態を客観的に把握することが重要です。

残念ながら不祥事が起きた場合は、速やかに設置者に報告し、当事者・関係者を調査して、事実の解明に努めます。それが、事態の深刻化を防ぎ、適切な対応策につながります。